

川崎市住居確保給付金（転居費用補助）実施要領

1 事業の目的

本事業は同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行うことを目的とする。

2 本要領の位置づけ及び用語の定義

(1) 本要領の位置づけ

本要領は、国が定める「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び「生活困窮者自立支援法施行規則」（平成27年2月4日厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(2) 用語の定義等

ア 「家賃補助」とは、住居確保給付金のうち、家賃相当分の支給をいう（法第3条第3項第1号）。

イ 「転居費用補助」とは、住居確保給付金のうち、転居費用相当分の支給をいう（法第3条第3項第2号）。

ウ 「住宅扶助基準に基づく額」とは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-4-(1)-ア、第7-4-(1)-オをいう。ただし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7-56に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとする。（床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額については適用しない。）

エ 「基準額」とは、市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の1/12の額をいう。

オ 「家賃額」とは、申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額をいう。ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

カ 「収入基準額」とは、基準額に家賃額を合算した額をいう。

キ 「国の雇用施策による給付」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。

ク 「不動産仲介業者等」とは、不動産仲介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

ケ 「公共職業安定所等」とは、公共職業安定所又は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって川崎市の委託を受けて無料の職業紹介を行う者をいう。

コ 「同一の世帯に属する者」とは、同一の住居に居住し、生計を一にする者をいう。

3 相談申請窓口の設置および職員

川崎市長は、本事業の実施に当たり、相談・申請窓口を川崎市生活自立・仕事相談センター（以下「相談センター」という。）内に設置し、転居費用補助に関する相談・申請の受付及び家計改善支援等を実施する。

なお、申請者が住居喪失者である場合は、原則として住居を喪失する直前の居住地が所在する自立相談支援機関において窓口業務を行うが、直前の居住地が明らかではない、又は明らかではあるが遠方であるなどの事情により、直前の居住地に申請することが困難な場合は、当該地方自治体間で対応を協議する。

4 支給要件

転居費用補助の支給対象となる者は、次表のア～ウのいずれにも該当する生活困窮者とする。

ア	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
イ	申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から 2 年以内であること。
ウ	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

エ	申請日の属する月における世帯収入額が、基準額に申請者の賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること。ただし、原則２２歳以下かつ学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は住居確保給付金に係る収入には含まない。 なお、申請者が住居喪失者やシェルター事業の利用者など、「居住の維持又は確保に要する費用の額」が生じていない場合は、当該申請者の事情を勘案して取り扱うこととする。			
	世帯員数	基準額	上限家賃額	収入基準額
	１人	８４,０００円	５３,７００円	１３７,７００円
	２人	１３０,０００円	６４,０００円	１９４,０００円
	３人	１７２,０００円	６９,８００円	２４１,８００円
	４人	２１４,０００円	６９,８００円	２８３,８００円
	５人	２５５,０００円	６９,８００円	３２４,８００円
	６人	２９７,０００円	７５,０００円	３７２,０００円
	７人	３３４,０００円	８３,８００円	４１７,８００円
	８人	３７０,０００円	８３,８００円	４５３,８００円
	９人	４０７,０００円	８３,８００円	４９０,８００円
	１０人	４４３,０００円	８３,８００円	５２６,８００円

オ	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6以下であること。ただし、100万円を超えないものとする。	
	世帯員数	金額
	1人	504,000円
	2人	780,000円
	3人以上	1,000,000円
カ	相談センター等が実施する生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のア)又はイ)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。	
	ア) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し(当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。)、家計全体の支出の削減が見込まれること。	
キ	イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する(当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。)が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。	
	自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。	
ク	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。	

5 支給対象経費について

転居費用補助の支給対象・対象外経費は以下の表のとおりとする。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用	・敷金

・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費
---	---

6 支給額

申請者が実際に転居に要する経費のうち、5の支給対象となる経費を支給し、転居先が川崎市内である場合、支給上限額は次のとおりとする。支給額はこの支給限度額以内で支給するものとする。(則第11条第1項第2号)

世帯人数	支給上限額
1人	279,200円
2人	300,000円
3人	324,000円
4人	344,000円
5人	364,000円
6人	364,000円
7人	388,000円

転居先の住宅が川崎市外の場合、転居先の住宅が所在する市町村の支給上限額を上限とする。

7 支給方法について

支給方法は、経費に応じて、次の(1)又は(2)のとおりとする。

(1) 転居先の住宅に係る初期費用

川崎市から不動産仲介業者又は賃貸住宅の貸主等(以下「不動産仲介業者等」という)の口座へ振り込む代理受領とする。ただし、受給者が次のア又はイの方法により転居先の住宅に係る初期費用を支払う方法やその他の厚生労働大臣が定める方法により賃料を支払うこととなっている場合であって、川崎市が特に必要と認める場合には、受給者の口座等へ支給することができる。

ア クレジットカードを使用する方法

イ 納付書により納付する方法

(2) (1) 以外の経費

川崎市から業者等の口座へ振り込む代理受領とする。ただし、業者等の口座への代理受領が困難との申し出があり、川崎市が特に必要と認める場合には、

受給者の口座等へ支給することができる。

8 支給手続き

(1) 面接相談等

ア 相談センター等は、相談者が4に規定する支給要件に該当する場合は、相談者に対し転居費用補助の趣旨、概要等を説明するとともに、必要に応じて、雇用施策や社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業等の関係事業の概要を説明する。

また、適宜、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、これについても申請を促す。

イ 相談センター等は、相談者に対し、過去の転居費用補助の受給実績を確認し、再申請の場合には、9に規定される再支給の要件について説明する。

(2) 家計改善支援

ア 相談センター等は、転居費用補助の支給を受けようとする者（以下、「支給申請者」という。）に対し、本人の同意を得た上で、生活困窮者家計改善支援事業による支援を実施し、次の①及び②の支給要件が支給申請者に認められるかを確認する。

① 家計の改善のために次の（ア）又は（イ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であること。

（ア） 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。

（イ） 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

② ①の転居のための費用の捻出が困難であること。

イ 転居が必要と認められた支給申請者に対し、相談センター等は、「住居確保給付金要転居証明書」（様式10）に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。

ウ 転居が必要と認められた支給申請者に対し、相談センター等は、申請者

の家計の状況を踏まえ、転居後の住居の家賃額として適切な額を示す。なお、(6)イ(ウ)の場合においては、あらためて家計全体の支出の削減が見込まれることを確認すること。

(3) 支給申請の受付

支給申請者は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」(則様式第1号の2)(様式1-1。以下、「申請書」という。)及び、8(4)に規定される添付書類を、相談センターを通じて川崎市長に提出しなければならない。相談センターは、本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類等が整っていない場合は、提出を依頼する。

ア 相談センターは、支給申請者に対し、「住居確保給付金申請時確認書」(様式1-2A。以下「確認書」という。)を丁寧に説明し、誓約事項及び同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、記名を得る。

イ 相談センターは、支給申請者に対し、次の(ア)から(エ)について説明する。

(ア) 転居費用補助は、初期費用のうち敷金や契約時に支払う家賃(前家賃)等は対象外であるため、これらの対象外経費は支給申請者自ら不動産仲介業者等へ支払う必要があること。

(イ) 転居に要する経費が転居費用補助の支給上限額を超える場合、差額については自己負担が発生すること。

(ウ) 転居に要する経費の実際の支出額が転居費用補助の支給額を下回った場合、支給者に対して差額の返還を求めること。

(エ) 転居費用補助の支給決定後、転居先の入居日から7日以内に、転居先の賃貸借契約書の写しおよび住民票の写し、支給の根拠となった転居を要する経費を実際に支払った事が確認できる書類(領収書等)の提出を求めること。

(4) 添付書類

支給申請者が申請書に添えて提出する書類は次のとおりである。

ア 本人確認書類の写し

次の本人確認書類のいずれかの写し

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票・住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍全部事項証明書、在留カード

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は支給申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

イ 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

ウ 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は支給申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

エ 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

オ 金融資産関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し

カ 住居確保給付金要転居証明書

キ (持家の場合のみ) 居住維持費用関係書類

支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

(5) 申請書写しの交付

相談センターは、提出された申請書に担当印を押印等し、その写しを交付する。その際、「入居予定住宅に関する状況通知書」(様式2-2。以下「予定住宅通知書」という。)、を交付し、転居先の住居の確保や不動産仲介業者等との調整手順について、説明する。

(6) 転居先の住居及び不動産仲介業者等との調整

ア 支給申請者は、(2)にて相談センター等から示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して転居先の住居を探し、転居費用補助の支給決定等を条件に住居を確保する。その際、相談センター等は、必要に応じて、申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リストや不動産仲介業者や地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、転居先の住居確保のための支援を行う。なお、(2)の家計改善支援前に住居を探しても差し支えないが、その場合であっても、申請は家計改善支援により転居の必要性等を確認した後になる。

イ 相談センターは支給申請者に対し、次の(ア)から(ウ)を説明・指示する。

(ア) 川崎市への申請書の送付は、添付書類及び追加確認書類が一式そろった時点になること。

(イ) 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、(ア)

や川崎市における審査や支給に要する期間を考慮して、不動産仲介業者等と調整するよう指示する。

(ウ) 確保しようとする住居が、相談センター等から示された家賃額を超える場合は相談センター等に連絡すること。

ウ 不動産仲介業者等は、支給申請者の入居希望の住居が確定した後、支給申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項（入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等）を記載して、支給申請者に交付する。

エ 支給申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を相談センターに提出する。
また、初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を相談センターに提出する。

(7) 審査

ア 相談センターは、申請書、(4)の添付書類及び(6)の申請書類が一式そろった時点で受付印を押印し、川崎市長宛てに送付する。

イ 川崎市長は、提出された申請書、添付書類及び追加確認書類等に基づき、支給申請の審査を行う。

ウ 川崎市長は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、支給申請者の資産及び収入の状況について、法第22条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは支給申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。法第22条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての支給申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

エ 川崎市長は、転居先の住居の家賃が、支給申請者の家計の状況等を踏まえて適切か確認するとともに、家計の改善が見込めない家賃額であると判断する場合は、必要に応じて、申請者に対し別の物件の確保を促す。

オ 審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対しては、川崎市長は「住居確保給付金支給決定通知書」（様式7-2。以下「決定通知書」という。）及び「住居確保報告書」（様式5）を相談センターを通じて交付するとともに、必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」（様式3-2。以下「対象者証明書」という。）を交付する。なお、審査の結果、転居費用補助の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、川崎市長は、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書」（様式4）を相談センターを通じて交付する。この場合、相談センターは、不動産仲介業者等に不支給の旨連絡を入れる。

(8) 支給決定等

ア 審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者（以下「受給

者」という。) に対しては、直ちに支給決定を行い、決定通知書を相談センター経由で交付する。

イ 決定通知書を交付する際に、相談センターは、受給者に対し、次のことを伝達する。

(ア) 転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の自己負担であること。

(イ) 転居に要する費用の実際の支出額が当該支給額を下回った場合、受給者から差額の返還を求めること。

(ウ) 確認書の誓約事項を履行すること。

(エ) 決定通知書の写しを不動産仲介業者等に提出すること。

ウ 受給者は、住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して相談センターに提出する。この際、初期費用の他に転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付する。

エ 相談センターは、住居確保報告書等を川崎市に回付する。この際、領収書等を確認し、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、受給者に対し差額を追加で支給しても差し支えない。支給額等を変更しようとする受給者は「住居確保給付金変更支給申請書」（様式1－4）（以下「変更支給申請書」という。）を相談センターに提出する。

オ 変更支給申請書が提出された場合は、自治体において変更決定し、「住居確保給付金変更支給決定通知書」（様式7－5）を相談センターを通じて受給者に交付した上で、支給額等を変更する。なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求める。

カ 相談センターは、転居費用補助の支給決定について、当該不動産仲介業者等、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金のいずれか又はその両方の貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。

キ 他自治体への転居の場合、相談センターは、受給者本人の同意を得た上で、転居先の自治体に対し受給者の情報を引き継ぐ。

ク 相談センターは、必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。

9 再支給

受給者が転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、4に規定する支給要件に該当する者については、6に規定する支給額により、再支給することができるものとする。再支給に係る支給申請を受け付ける際には、申請者に対し、上記の内容に該当している旨を、確認書により誓約させる。また、「受給後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の受給後をいう。

10 不適正受給への対応

（1）不適正受給者への対応

転居費用補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、川崎市長は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる。犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行う。

（2）不適正受給防止のための取組

ア 相談センターは、支給申請を受け付ける際、本人確認書類の写しは必ず提出させ、本人確認を行うこと。

イ 相談センターは、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認すること。

ウ 相談センターは、転居後に住民票の写しを求める。また、必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問し、転居の事実や居住の実態を確認することで、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請などの発見に努めるものとする。

エ 川崎市長は、刑事事件及び重大な不正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに都道府県を経由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と自治体において共有するよう努めるものとする。

オ クレジットカードや納付書を使用する方法、その他の厚生労働大臣が定める方法により転居費用を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した転居費用補助が家財の運搬費用や初期費用等の支払いに充てられていることを確認する。（利用明細の写しなど）

11 関係機関との連携等

- (1) 相談センターは、支給申請者及び受給者等の状況等について、川崎市、公共職業安定所、社会福祉協議会、居住支援協議会等、その他関係機関に情報共有するなどの連携を緊密に行うものとする。
- (2) 相談センターは、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、支給申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行う。

ア 暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除

暴力団員と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する予定住宅通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等

(イ) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等

(ウ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用しておそれのある不動産仲介業者等

(エ) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等

(オ) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等

(カ) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等

(キ) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等

(ク) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等

(ケ) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

イ 不動産仲介業者等が暴力団員と関係を有していた場合の取扱い

住居確保給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等が関わる住居確保給付金の振込を中止する。

相談センターは、事業実績報告を日次、月次で取りまとめ、速やかに川崎市長に報告しなければならない。また、当該年度の事業実績報告を、翌年度4月末日までに、川崎市長に報告しなければならない。

1.3 その他

この要領の施行に必要な事項はその都度川崎市長が定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

転居費用補助 事務処理要領 様式一覧

様式1-1 「住居確保給付金支給申請書」(則様式第1号の2)

様式1-2A 「住居確保給付金申請時確認書」

様式1-4 「住居確保給付金変更支給申請書」

様式2-2 「入居予定住宅に関する状況通知書」

様式3-2 「住居確保給付金対象者証明書」

様式4 「住居確保給付金不支給通知書」

様式5 「住居確保報告書」

様式7-2 「住居確保給付金支給決定通知書」

様式7-5 「住居確保給付金変更支給決定通知書」

様式10 「住居確保給付金要転居証明書」

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第1項第2号の規定による支給)					
フリガナ					
①氏 名					
②生年月日		西暦	年	月	日 満()歳
③電話番号					
申立事項	④則第3条の2に規定する場合であること				
	収入が著しく減少した時期				
	同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況				
	⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること				
	世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれが該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
2. 住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所					
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃等の額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本 人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
西暦 年 月 日					
川 崎 市 長 殿					
申請者氏名					

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住しようとする賃貸住宅の家主等に対し当該住宅の状況又は当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることがあります。
- 5 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給（入居に要する費用）については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、居住しようとする賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

（用 語）

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。

「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。

(様式 1-2 A) (表面)

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せて申請書(様式 1-1)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 2 ☐ 再支給の申請ではない(過去に則第11条第1項第2号の規定による転居費用補助の支給を受けたことがない)
又は、
☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと

同意事項

- 1 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ転居先の住宅に係る初期費用を支払う場合は、初期費用の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、川崎市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日
川 崎 市 長 殿
上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。
申請者住所または居所
申請者氏名

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

3 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

4 収入関係書類

・支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

5 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

6 家計改善支援機関（又は自立相談支援機関）から交付された要転居証明書（様式10）

② 追加確認書類

1 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-2）

2 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書（家財の運搬費用、原状回復費用等）

(様式 1 - 4)

住居確保給付金変更支給申請書(則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による支給)

私は、 年 月 日付第 号により、住居確保給付金の支給の
決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

川崎市長 様

フリガナ

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

変更理由

添付書類

変更理由の事実が確認できる書類の写し

入居予定住宅に関する状況通知書(則第11条第1項第2号の規定による支給)
(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、暴力団員等と関係を有しないことの確認に当たり、川崎市または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が必要に応じて官公署から情報を求めることについて同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、川崎市、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

川崎市長 様

年 月 日

不動産仲介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等)

氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

下記(注意事項)に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居予定者

氏名(フリガナ)	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額(円)に三を乗じて得た額(これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額)を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。
- ※2 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※3 初期費用の支払い方法について、クレジットカードや納付書払いにより初期費用を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックすること。 ☐
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

(様式2-2)

初期費用					
給付金支給対象	(1)	礼金等	礼金 その他（ ）	円 円	
	(2)	仲介手数料		円	
	(3)	住宅保険料		円	
		家賃債務保証料		円	
	(4)	鍵交換費用		円	
		合計		円	
給付金支給対象外	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	 (月分＋日割り 日分として)	円	
	(2)	共益費		円	
	(3)	管理費		円	
	(4)	敷金		円	
	(5)	その他		円	
		合計		円	
		総合計（支給対象＋支給対象外）		円	
※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。					
振込口座					
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	〃がナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座		

※振込先が品目ごとに複数ある場合は、口座欄を適宜追加し、品目の範囲を明示して追記すること

(様式2-2)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、川崎市、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給（初期費用分）は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※3のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する申請者の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○川崎市の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	申請者の振込口座	フリガナ 口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJ
OBセンター）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等)

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を
有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第7
7号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員
を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

(様式3-2)

住居確保給付金支給対象者証明書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

川崎市長

本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	(1) 転居先の住宅に係る初期費用	円
	(2) その他(家財の運搬費用、原状回復費用等)	円
	合計	円

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1ヶ月後までとします。

(様式4)

第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

住居確保給付金不支給通知書

年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に川崎市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(様式 5)

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

川崎市長 様

年 月 日

刃がナ

氏名.....

電話番号.....

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金(住宅入居費)(社会福祉協議会による貸付け)を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-----------------

(注意事項)

- 1 この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください(郵送可)。
- 2 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)に相談してください。

(様式7-2) (表面)

第 号
年 月 日

様

川崎市長

印

住居確保給付金支給決定通知書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額 円

- 2 支給方法
- ☐ 転居先の住宅に係る初期費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
 - ☐ 上記以外の費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座への振込又は受給者の口座等への支給のいずれかの方法で支給することにより、支給決定者に対する支給とする。
 - ☐ クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。

3 支給対象となる転居先の住宅 名称

所在地

(様式7-2) (裏面)

(注意事項)

- 1 受給者は、転居先の住宅へ転居した後、転居先の住宅に係る初期費用以外の支給対象経費（家財の運搬費用、原状回復費用等）の実際の支出額を確認できる書類（領収書等）を川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）に対し提出してください。
- 2 転居先の住宅に係る初期費用等の一部支給を受けている方については、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）に申し出てください。
なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求めます。
- 3 2支給方法において、「クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を川崎市から求めることがあります。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に川崎市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(様式7-5)

第 号
年 月 日

様

川崎市長

印

住居確保給付金変更支給決定通知書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、
年 月 日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更内容
支給額 円
- 2 変更理由
- 3 対象となる住宅 名称
所在地

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に川崎市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に川崎市を被告として(訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(様式 10)

住居確保給付金要転居証明書(則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による支給)

下記の者に対し家計改善の支援を実施した結果、下記の者が、その家計の改善のために、則第10条第 5 号ロに規定する要件（（1）又は（2））に該当し、かつ、その費用の捻出が困難であると認められたことを証明します。

年 月 日

(家計改善支援事業実施者名または自立相談支援機関名)

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

添付資料

上記が確認できる資料（相談時家計表及び転居後の家計計画表、その他、必要に応じて、転居前後のキャッシュフロー表、家計再生プラン等の写し）